

## ファミ得パック特約プラン等の適用に関する特約

(平成28年1月15日・第4版)

(本特約の適用)

第1条 株式会社ラネット(以下「当社」といいます。)は、本特約により当社の BIC WiMAX SERVICE 契約約款(以下「約款」といいます。)に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。

(ファミ得パック特約プラン等の選択)

第2条 BIC WiMAX SERVICE 契約者(以下「利用契約者」といいます。)は、現にWiMAXファミ得パックの適用を受けている料金契約の解除と同時に2以上のWiMAX2+サービスに係る料金契約の申込みを行う場合には、約款の規定によるほか、そのうち1の料金契約について、次の基本使用料の料金種別(以下、総称して「本特約プラン」といいます。)を選択することができます。

(1)ファミ得パック特約プラン

(2)ファミ得パック特約プラン ギガ放題

2 利用契約者は、本特約プランへの料金種別の変更については、本特約プランの適用を受けている料金契約(以下「特約回線契約」といいます。)に限り行うことができます。

3 利用契約者は、第1項の申込みにあたって、当社が別に定める方法により、特約回線契約以外の料金契約のうち1つを主たる契約(以下「主回線契約」といいます。)として指定していただきます。

(本特約プランの基本使用料)

第3条 本特約プランの基本使用料の額は、下表のとおりとします。

1 特約回線契約ごとに月額

区分	料金額(税込)
ファミ得パック特約プラン	2,363円
ファミ得パック特約プラン ギガ放題	3,047円

(基本使用料の免除)

第4条 利用契約者は、特約回線契約について、約款の規定にかかわらず、その提供開始日を含む料金月の基本使用料の支払いを要しません。

(プラン解除料の適用等)

第5条 本特約プランは、その特約回線契約の提供開始日を含む料金月の翌料金月(次項の規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して24料金月が経過することとなる料金月(以下「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。

2 当社は、本特約プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。

3 利用契約者は、特約回線契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、定期プラン特約に係るプラン解除料を支払っていただきます。

ただし、次の各号のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

- (1) 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- (2) 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- (3) 当社が別に定める料金種別への変更があったとき。

4 特約回線契約について、当社が別に定める料金種別への変更を行った場合は、変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、変更前の本特約プランに係る満了月をもって満了するものとします。

(ファミ得パック特約プラン ギガ放題に係る通信利用制限の取扱い)

第6条 ファミ得パック特約プラン ギガ放題の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、WiMAX2+総量規制の可否を判断するために行う総情報量の集計から除外します。

2 ファミ得パック特約プラン ギガ放題の適用を受けている契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。

(主回線契約の解除があった場合の取扱い)

第7条 当社は、特約回線契約について、その主回線契約の解除があったときは、主回線契約に係る提供終了日を含む料金月の翌料金月の初日から、下表の右欄に掲げる料金種別を適用します。

変更前	変更後
ファミ得パック特約プラン	BIC定額ツープラス
ファミ得パック特約プラン ギガ放題	BIC定額ギガ放題 auスマホ割(2年)

(本特約の変更)

第8条 当社は、本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲示します。

(約款との関係等)

第9条 本特約は約款と一体となって適用されるものとし、約款が廃止された場合は、本特約も廃止します。

2 本特約と約款とが矛盾する場合は、本特約に定める内容が優先します。

3 本特約に定めのない事項は、約款の規定に従います。

4 当社が約款を改正した場合、改正前の約款を適用、引用又は準用等する本特約の規定は、改正後の約款の相当する規定を適用、引用又は準用等します。

附 則(平成 27 年 9 月 1 日)

(実施時期)

1 本特約は、平成27年9月1日から実施します。

(おトク割の取扱い)

2 当社は、特約回線契約の提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間に、本特約プランから料金種別の変更があったときは、約款の規定にかかわらず、対象種別(BIC定額 ツープラス、BIC定額ツープラス auスマホ割(2年)、BIC定額ギガ放題 auスマホ割(2年))から当該変更を行った場合に準じて変更後の料金種別におトク割を適用します。

(契約の移行に係る優遇措置)

3 利用契約者は、平成27年12月31日までに第2条(ファミ得パック特約プラン等の選択)に基づき特約回線契約を申し込んだときは、約款の規定にかかわらず、その申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料の支払いを要しません。

4 平成27年12月31日までの間に申し込まれた特約回線契約については、本特約実施の日以降、その提供開始日を含む料金月から起算して25料金月が経過するまでの間、ファミ得パック特約プラン ギガ放題の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額(税抜)
控除額	1特約回線契約ごとに月額684円

附 則 (平成 27 年 10 月 1 日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(契約の移行に係る優遇措置の変更)

2 附 則(平成 27 年 9 月 1 日)の附則第 3 項中「当社が別に定める日」を「平成 27 年 1 2 月 3 1 日」に、同第 3 項中「その特約回線契約に係る登録料及びその申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料」を「その申込みと同時に解除した料金契約に係る年間パスポート解除料」に、同第 4 項中「平成 2 7 年 9 月 3 0 日」を「平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日」にそれぞれ改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 27 年 12 月 15 日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。

(契約の移行に係る優遇措置の変更)

2 附 則(平成 27 年 9 月 1 日)の附則第3項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期

日」に、同第4項中「平成27年12月31日」を「当社が別途決定する期日」にそれぞれ改めます。

附 則(平成 28 年 1 月 15 日)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年1月15日から実施します。

(契約の移行に係る優遇措置)

2 契約者は、この改正規定実施の日から当社が別途決定する期日までの間に、当社が指定するWiMAX2+機器を用いて、第2条(ファミ得パック特約プラン等の選択)に基づき特約回線契約を申し込んだときは、約款の規定にかかわらず、その申込みに関する登録料の支払いを要しません。